

務	00	01	5年
令和11年3月末まで保存			

備 二 第 1 0 3 号

(警務、総推、生企、刑企、交企、備一)

令 和 5 年 8 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「警察本部庁舎浸水時における代替施設移転マニュアル」の策定について
地震、津波、風水害等の自然災害対策及び原子力災害等の事故災害対策については、
「青森県警察災害警備計画の修正について」（令和5年6月6日付け備二第71号）により
対応しているところである。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う最大クラスの津波被害が発生した
場合における警察本部庁舎の浸水対策、指揮機能の維持、代替施設への移転等につい
ては、「青森県警察災害対策検討委員会の設置について」（令和4年10月7日付け備二
第118号）に基づき設置した、青森県警察災害対策検討委員会において検討してきたと
ころであるが、今般、検討結果を「警察本部庁舎浸水時における代替施設移転マニ
ュアル（以下「本部移転マニュアル」という。）」として取りまとめたことから、職員に
周知の上、適切な対応に努められたい。

記

1 運用開始年月日

令和5年8月15日

2 策定の要点（別紙参照）

- (1) 基本方針
- (2) 趣旨
- (3) 留意事項
- (4) 警察本部長による事前了承
- (5) 参集要領
- (6) 代替施設への移動経路
- (7) 車両

3 留意事項

- (1) 青森、八戸及び鱒ヶ沢警察署における署移転マニュアルの策定について

津波浸水域に署庁舎が所在する青森、八戸及び鱒ヶ沢警察署は、本部移転マニ
ュアルを参考に、「署庁舎浸水時における代替施設移転マニュアル（以下「署移

転マニュアル」という。)」を策定されたい。

なお、署移転マニュアル策定に当たっては、各警察署において策定済みの「津波避難誘導マニュアル」と齟齬のないように留意すること。

(2) (1)以外の14警察署における署移転マニュアルの策定について

津波浸水域外に所在する青森、八戸及び鰯ヶ沢以外の14警察署は、署庁舎が損壊し使用不能となった場合を想定するなど、引き続き、代替施設への移動方法や具体的な運用方法について検討すること。

担当 警備第二課災害対策室

策定の要点

1 基本方針（第1の2関係）

代替施設移転に関する基本方針は「危険回避」とし、警察職員はもとより家族等の安全を踏まえた対応を原則とすることを規定した。

2 趣旨（第1の3関係）

マニュアルは、警察本部庁舎浸水時における代替施設移転に関する指針を示したものであり、個々具体的な対応については、本マニュアルに基づき各所属が必要な事項を定めるものとするを規定した。

3 留意事項（第1の4関係）

マニュアルは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及びこれに伴う津波（以下「日本海溝・千島海溝地震及び津波」という。）を踏まえた青森県の津波浸水想定を基準として警察の対応方針を示したものであるが、この想定は、「現在の科学的知見を基に設定したものであり、この想定よりも大きな津波が発生する可能性がある。」ということに留意し、警察職員一人一人が、平素から各種災害への備えに万全を期すとともに、日本海溝・千島海溝地震及び津波発生時には、各種計画やマニュアル等を踏まえつつ、自ら収集した情報に基づき、参集手段や場所を判断するなど、主体的に行動することが重要であることを規定した。

4 警察本部長による事前了承（第2の1(2)イ関係）

青森市（陸奥湾）に、大津波警報等が発表された場合は、

- 業務継続計画に規定する「安全が確保されていない場合」に該当する。
- 代替施設への移転は、迅速な対応が求められる。

ことから、警察本部長が代替施設への移転を事前了承するものとし、マニュアルに基づき対応することを規定した。

5 参集要領（第3の1(1)関係）

(1) 執務時間内

ア 残留要員は、警察本部庁舎等に残留し、残留要員以外の職員は、第一波到達時間（96分）を勘案し、代替施設に必要な車両及び装備資機材を移動することを規定した。

イ 会議等で外出中の職員及び非番者・休暇中の者等は、直接、代替施設に参集することを規定した。

(2) 執務時間外

ア 徒歩でおおむね30分以内に参集可能な職員は、警察本部庁舎等に徒歩等で参集した上で、残留要員以外の職員は、第一波到達時間（96分）を勘案し、代替施設に必要な公用車両及び最低限の装備資機材を移動することを規定した。

イ 前記ア以外の職員は、私有車両や公共交通機関等で、直接、代替施設に参集するものとするが、代替施設となる機動隊及び警察学校は駐車場所に限りがあることから、機動隊及び警察学校までおおむね徒歩30分以内の職員は、徒歩又は自転車で参集することを規定した。

ウ 職員は、外出中等の理由により、自らが警察本部庁舎等から徒歩でおおむね30分以内の場所にいるのか不明な場合は、直接、代替施設に参集することを規定した。

6 代替施設への移動経路（第3の1(3)関係）

代替施設への移動については、青森市沿岸部が広く浸水域となることを踏まえ、浸水域を離脱するために一旦南下することを最優先とする基本方針を明記したほか、踏切は停電時、遮断機の降下状態が継続し通行不可となることから、跨線橋等を通行とすることを規定した。

7 車両（第3の1(4)イ関係）

代替施設への車両の移動については、

- 県営地下駐車場等の浸水被害が予想される駐車場の車両移動を優先
- 立体駐車場の2階以上に駐車している車両は、浸水被害のおそれが少ないことから放置
- 移動用の車両を確保できない場合は、無理な移動を控え警察本部庁舎等に残留
- 車両を移動するための参集人員が少ない場合、あらゆる手段を講じた上でも人員が不足する場合、車両を放棄

することを規定した。